

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (国税1 所得税:他、法人税:義)															
2	要望の内容	<p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置について、存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。</p> <p><u>社会保険診療報酬の所得計算の特例</u></p> <p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険診療報酬の金額</th> <th>概算経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,500万円以下</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>3,000万円以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>4,000万円以下</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>5,000万円以下</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険診療報酬の金額		概算経費率		2,500万円以下	72%	2,500万円超	3,000万円以下	70%	3,000万円超	4,000万円以下	62%	4,000万円超	5,000万円以下	57%
社会保険診療報酬の金額		概算経費率															
	2,500万円以下	72%															
2,500万円超	3,000万円以下	70%															
3,000万円超	4,000万円以下	62%															
4,000万円超	5,000万円以下	57%															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課															
4	評価実施時期	平成24年8月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年創設 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し(5,000万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)															
6	適用又は延長期間	恒久措置															
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>															

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>30,192 件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業の実態」から推計</p>
		② 減収額	<p>250 億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算(平成 24 年 8 月参議院・予算委員会資料)」より</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年～平成 22 年) ※平成 23 年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%)となっており(日本医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図られていると言える。 歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は全会員の 78%であり、個人立医療機関の適用率は約 4 割(平成 17 年 42.6%)となっており(日本歯科医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年～平成 22 年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成 20 年では 48.2%であったものが平成 22 年では 56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成 20 年の 85.2%から平成 22 年では 92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 地域医療の担い手である小規模医療機関が、税務に係る事務処理に追われ、医業に専念できる環境でなくなるため、地域医療の質の低下を招き、ひいては、地域医療の存続が危うくなり、国民が質の良い医療を日常圏内で享受することが困難となる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年)</p> <p>平成 20 年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年度事後評価